

62 文部省直轄師範学校生徒徴兵猶予の儀伺

(明治十八年十二月)

府県

自今当省所轄東京師範学校ニ於テ府県立師範学校ノ学校長教員タルヘキ者ヲ養成センカ為メニ左ノ要項ニ依リ生徒ヲ募集候条此旨相達候事

明治十八年十月十五日 文部卿伯爵 大木喬任

一府県立師範学校ノ高等師範学科第一級生若クハ該等科卒業生ノ内ヲ選抜シテ入学セシムル事

但本文生徒ノ選抜ハ東京師範学校職員等ヲ府県ニ派遣シ又ハ該校ヨリ府県ニ照会シテ之ヲ取扱ハシムル事

一右生徒ノ学費旅費等ハ東京師範学校ヨリ支給スル事

一右生徒卒業ノ後ハ文部省ヨリ其就職地并ニ俸額等ヲ指定スル事

(注記5) 明治十八年十二月十四日 内閣書記官 (金井 田中)

大臣 花押 (三條 有栖川) 内閣書記官長 (田中)

文部省伺直轄師範学校生徒徴兵猶予之事参事院審査進呈ス依テ回議ニ供ス

参議 大木花押 山縣 川村 山田 大山 佐々木 伊藤花押 西郷 井上花押 松方 福岡

(注記7) 明治十八年十二月十四日

第二局 印

別紙文部省伺直轄師範学校生徒徴兵猶予ノ件参事院意見ノ通御指令相成可然哉仰高裁候也

(注記2)

当省直轄師範学校生徒徴兵猶予之儀ニ付伺

(田中)

当省明治十六年第六号達府県選挙師範生徒募集規則ニ拠リ府県

ノ撰挙ヲ以テ当省直轄東京師範学校ニ入学セシ生徒徴兵猶予之儀ニ付テハ本年四月已ニ御裁可相成候処今般右第六号達ヲ廢シ

更ニ本年第十一号達ヲ以テ当省直轄東京師範学校生徒ハ自今府県立師範学校高等科第一級生若クハ該等科卒業生ノ内ヲ撰抜入

(注記3)

学セシムル事ニ相改候然ルニ右ハ単ニ募集方法ヲ変更セシ而已

ニテ生徒資格等ニ至リテハ一層高度ニ進メ候儀ニ有之候間右高等科第一級生ノ中ヨリ撰抜シテ入学セシメタル生徒中徴兵適齡

之者有之候トモ其修業中ハ勿論最前第六号達ニ拠リ入学シタル生徒ノ如ク徴兵猶予ニ属スル儀ト心得候得共為念此段相伺候也

明治十八年十一月廿五日 文部卿伯爵 大木喬任

太政大臣公爵 三條實美殿

追テ御参案之為メ当省本年第十一号達相添候也

(朱書) 伺ノ通

明治十八年十二月十七日

第拾壹号

(注記8)

〔朱書〕  
〔第五六六号〕

〔注記9〕

別紙文部省伺直轄師範学校生徒徴兵猶予ノ件審査スルコト左ノ如シ

文部省直轄東京師範学校生徒ハ十六年該省第六号達府県撰挙師範生徒募集規則ニ拠リ入学セシメタルモノニテ右生徒徴兵猶予ノ儀ハ已ニ本年四月中裁可相成タリ然ルニ別紙参案ノ通第十一号達ヲ以テ府県立師範学校高等科第一級生若クハ該等科卒業生ヲ以テ撰拔入学セシムルコトニ改ムルト雖モ右ハ単ニ募集方法ヲ変更セシニ止リ生徒資格等ニ至リテハ却テ高度ニ進メタルコトナレハ第六号達ニ依リ入学シタル生徒ト同ク徴集猶予ニ属シ可然ト認ム

右ニ由リ指令按左ノ通ニテ可然哉上申候也  
明治十八年十二月十一日 参事院議長子爵 福岡孝弟 印  
太政大臣公爵 三條實美殿

指令案

伺ノ通  
〔朱書〕  
〔明治十八年十二月十七日〕  
〔傳取〕  
〔久保〕  
陸軍省へ通牒

〔朱書〕  
十八年一月府県選挙文部省直轄師範学校生徒徴兵猶予ノ儀  
伺并指令

府県立学校生徒ニシテ当省明治十六年第六号達ニ拠リ府県ノ選

挙ヲ以テ当省直轄師範学校ニ入学セシ者ハ即チ官命ニ依リ転学セシムル儀ニ付該生徒中仮令徴兵適齡ノ者有之候共其修業中ハ特別之御詮議ヲ以テ徴集猶予ニ相成候様致度此段相伺候也

指令

伺ノ趣府県立師範学校ニ於テ修業一個年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒中ヨリ選択シタル者ニ限り引続キ徴集猶予ニ属ス可キ儀ト可心得事

明治十八年四月二十四日

〔注記1〕

〔太政官第二局第六一號ノ十一月廿六日ノ第二局ノ参事院第一一六號ノ十一月三十日ノ内務部第一九號ノ十二月五日ノ大塚(兒主)印〕

〔注記2〕

〔第二局ノ参事院ノ軍事部ノ内務部〕

〔注記3〕

〔四十六〕(簿册内件名番号)

〔注記4〕

〔甲七五〕

〔注記5〕

〔朱書〕  
〔文甲七五号〕  
〔松本〕(依田)印

〔注記6〕

〔濟ノ常〕

〔注記7〕

〔甲ノ太政官第二局第六一號ノ兒主印〕

〔注記8〕

「帝」

(注記9)

〔宛主〕

(注記10)

「第二局」

〔明治十八年 公文録 文〕  
〔部省 自七月至十二月〕  
〔2A, 10, ㊦3984〕